



宮 崎 県 公 報

令和 4 年 12 月 14 日 (水曜日) 号外 第 55 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

条 例	頁
○知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課) 1	○職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例…………… (人事課) 4

本号で公布された条例のあらまし

◎ 知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第39号)

1 改正の理由及び主な内容

指定職の国家公務員に準じて本県特別職に係る令和4年12月期以降の期末手当の改定を行うため、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、公布の日から施行し、令和4年12月1日から適用することとしました。

◎ 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例 (条例第40号)

1 改正の理由及び主な内容

地方公務員法の改正等を踏まえ、令和5年4月1日より、職員の定年を引き上げること等に伴い、所要の改正を行うこととしました。

2 施行期日

この条例は、一部の規定を除き、令和5年4月1日から施行することとしました。

条 例

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月14日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第39号

知事等の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例

(知事等の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 知事等の給与及び旅費に関する条例(昭和28年宮崎県条例第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 2～4 [略]

第2条 知事等の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とす	(期末手当) 第5条 知事等の期末手当の額は、職員の例により計算した額とす

る。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 167.5</u> 」とする。 2～4 [略]	る。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。 2～4 [略]
--	--

（常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 3 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例（昭和 31 年宮崎県条例第 36 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 162.5</u> 」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 167.5</u> 」とする。 2～4 [略]

第 4 条 常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 167.5</u> 」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第 5 条 常勤の監査委員の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。 2～4 [略]

（議会の議員の給与等に関する条例の一部改正）

第 5 条 議会の議員の給与等に関する条例（昭和 31 年宮崎県条例第 45 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 162.5</u> 」とする。 2 [略]	（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 167.5</u> 」とする。 2 [略]

第 6 条 議会の議員の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 167.5</u> 」とする。 2 [略]	（期末手当） 第 4 条 議会の議員の期末手当の額は、職員の給与に関する条例（昭和 29 年宮崎県条例第 40 号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「職員」という。）の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 165</u> 」とする。 2 [略]

（企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正）

第 7 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例（昭和 41 年宮崎県条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（期末手当） 第 5 条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 162.5</u> 」とする。 2～4 [略]	（期末手当） 第 5 条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第 8 条第 2 項中「100分の 125」とあるのは「 <u>100分の 167.5</u> 」とする。 2～4 [略]

第 8 条 企業局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 企業局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 2～4 [略]

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第9条 教育長の給与等に関する条例(平成12年宮崎県条例第36号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 2～4 [略]

第10条 教育長の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 教育長の期末手当の額は、一般職の職員の例により計算した額とする。ただし、職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「給与条例」という。)第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 2～4 [略]

(病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第11条 病院局長の給与及び旅費に関する条例(平成18年宮崎県条例第21号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の162.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 2～4 [略]

第12条 病院局長の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当) 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。 2～4 [略]	(期末手当) 第5条 病院局長の期末手当の額は、職員の例により計算した額とする。ただし、給与条例第8条第2項中「100分の125」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。 2～4 [略]

附 則

(施行期日等)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第8条、第10条及び第12条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例」という。)、第3条の規定による改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例」という。)、第5条の規定による改正後の議会の議員の給与等に関する条例(以下「改正後の議会の議員の給与等に関する条例」という。)、第7条の規定による改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例」という。)、第9条の規定による改正後の教育長の給与等に関する条例(以下「改正後の教育長の給与等に関する条例」という。)及び第11条の規定による改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例(以下「改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例」という。)の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 第 1 条の規定による改正前の知事等の給与及び旅費に関する条例、第 3 条の規定による改正前の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例、第 5 条の規定による改正前の議会の議員の給与等に関する条例、第 7 条の規定による改正前の企業局長の給与及び旅費に関する条例、第 9 条の規定による改正前の教育長の給与等に関する条例及び第 11 条の規定による改正前の病院局長の給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の知事等の給与及び旅費に関する条例、改正後の常勤の監査委員の給与及び旅費に関する条例、改正後の議会の議員の給与等に関する条例、改正後の企業局長の給与及び旅費に関する条例、改正後の教育長の給与等に関する条例及び改正後の病院局長の給与及び旅費に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 4 年 12 月 14 日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県条例第 40 号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第 1 条 職員の退職手当に関する条例(昭和 28 年宮崎県条例第 44 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。第 10 条第 2 項において同じ。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則若しくは人事委員会規則で定める基準に基づく任命権者の定めにより勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含み、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員にあっては同一の任命権者に任用されていた期間内の勤務日に限る。)が 18 日以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第 4 条中 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 5 条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに 25 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員等(職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則若しくは人事委員会規則で定める基準に基づく任命権者の定めにより勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含み、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員にあっては同一の任命権者に任用されていた期間内の勤務日に限る。))が 18 日以上ある月が 1 月以上あるもの(季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に 4 か月以内の期間を定めて雇用されていた者)にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者をいう。以下この項において同じ。)であ</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。第 10 条第 2 項において同じ。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則若しくは人事委員会規則で定める基準に基づく任命権者の定めにより勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含み、法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員にあっては同一の任命権者に任用されていた期間内の勤務日に限る。<u>第 10 条第 2 項において「勤務日数」という。))が 18 日(1 月間の日数(宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第 22 号)第 2 条第 1 項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が 20 日に満たない日数の場合において、<u>18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数</u>。第 10 条第 2 項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて 12 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第 4 条中 11 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 5 条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに 25 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号に掲げる職員については、この限りでない。</u></p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第 10 条 [略]</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員等(職員又は職員以外の者で勤務日数が職員みなし日数以上ある月が 1 月以上あるもの(季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に 4 か月以内の期間を定めて雇用されていた者)にあっては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限る。)であった者をいう。以下この項において同じ。)であったものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除くものとする。</p>

ったことがあるものについては、当該職員等であった期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であった期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除くものとする。

第2条 職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者(以下「再任用職員」という。))を除く。以下「職員」という。)が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者(再任用職員を除く。第10条第2項において同じ。))のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則若しくは人事委員会規則で定める基準に基づく任命権者の定めにより勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含み、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員にあっては同一の任命権者に任用されていた期間内の勤務日に限る。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(法第28条の2第1項の規定により退職した者(法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要するもの(以下「職員」という。))が退職した場合に、その者(死亡による退職の場合には、その遺族)に支給する。</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則若しくは人事委員会規則で定める基準に基づく任命権者の定めにより勤務を要しないこととされ又は休暇を与えられた日を含み、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第22条の2第1項第2号に掲げる職員にあっては同一の任命権者に任用されていた期間内の勤務日に限る。第10条第2項において「勤務日数」という。)が18日(1月間の日数(宮崎県の休日を定める条例(平成元年宮崎県条例第22号)第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。))が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数。第10条第2項において「職員みなし日数」という。)以上ある月が引き続いて12月を超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気(以下「傷病」という。))による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、この限りでない。</p> <p>(一般の退職手当)</p> <p>第2条の4 退職した者に対する退職手当の額は、次条から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。</p> <p>(11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者(法第28条の6第1項の規定により退職した者(法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。))若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。)又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額(以下「退職日給料月額」という。)に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得</p>

た額の合計額とする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（法第28条の2第1項の規定により退職した者（法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者の基礎在职期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）及び人事委員会規則で定めるもの以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。）のうち、定年退職日の属する年の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

た額の合計額とする。

(1)～(3) [略]

2 [略]

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第5条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの、公務上の傷病若しくは死亡により退職した者又は25年以上勤続して退職した者（法第28条の6第1項の規定により退職した者（法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勲奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

(1)～(4) [略]

2 前項の規定は、25年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第5条の2 退職した者（警察法（昭和29年法律第162号）第56条の4第1項の規定による任命（第5条の3の2及び附則第17項において「特定任命」という。）により職員となった後に退職した者を除く。）の基礎在职期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）及び人事委員会規則で定めるもの以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかったものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前3条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものを除く。）のうち、定年退職日の属する年の前年の3月31日までに退職した者であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

[略]

（特定任命により職員となった後に退職した者に関する準用規定）

第6条の2 第5条の2第1項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) [略]

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第6条の2	第5条の2第1項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項の
	[略]	
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められている

第5条の3の2 第5条の2 (前条において読み替えて適用する場合を含む。)の規定は、特定任命により職員となった後に退職した者について準用する。この場合において、第5条の2の見出し中「給料月額」とあるのは「俸給月額」と、同条中「退職した者(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命(第5条の3の2及び附則第17項において「特定任命」という。)により職員となった後に退職した者を除く。)」とあるのは「特定任命(警察法(昭和29年法律第162号)第56条の4第1項の規定による任命をいう。)により職員となった後に退職した者」と、「給料月額の減額改定(給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。）」とあるのは「俸給月額の減額改定(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第5条の2に規定されている俸給月額の減額改定をいう。）」と、「給料月額が減額されたことがある場合」とあるのは「俸給月額が減額されたことがある場合(特定任命を受けたことにより、特定任命前の俸給月額よりも低い給料月額を支給されることとなった場合を含む。)」と、「給料月額のうち」とあるのは「俸給月額のうち」と、同条並びに前条の表第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号イの項中「特定減額前給料月額」とあるのは「特定減額前俸給月額」と読み替えるものとする。

第6条の2 第5条の2第1項(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第2号イ(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあっては、特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。))。次号において同じ。)に60を乗じて得た額

(2) [略]

第6条の3 第5条の3に規定する者に対する前2条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
[略]		
第6条の2	第5条の2第1項(第5条の3の規定により読み替えて適用する第5条の2第1項(
	[略]	
	同項の	第5条の3の規定により読み替えて適用する同項の
第6条の2第1号	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合	特定減額前給料月額(第5条の3の2において読み替えて準用する場合にあって

	<p>その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額</p>		<p>にあっては、<u>特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。)</u>。次号において同じ。</p> <p>は、<u>特定減額前俸給月額(同条の規定により読み替えられた第5条の2に規定する特定減額前俸給月額をいう。)</u>。以下この号及び次号において同じ。)及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3(退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2)を乗じて得た額の合計額</p>
<p>[略]</p>		<p>[略]</p>	
<p>(退職手当の調整額)</p>		<p>(退職手当の調整額)</p>	
<p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業をした期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下これらを「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)~(8) [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p> <p>第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p>	<p>第6条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間(第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。)の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月(法第27条及び第28条の規定による休職(公務上の傷病による休職及び通勤による傷病による休職を除く。)、法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間又は教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による大学院修学休業をした期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第7条第4項においてこれらを「休職月等」という。)のうち人事委員会規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下この項及び第5項において「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。</p> <p>(1)~(8) [略]</p> <p>2~5 [略]</p> <p>(一般の退職手当の額に係る特例)</p> <p>第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2(第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。)及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の額とする。</p> <p>(1)~(4) [略]</p>		

2 [略]

(失業者の退職手当)

第10条 [略]

2・3 [略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とする。

5～10 [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第8項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

12～17 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当

2 [略]

(失業者の退職手当)

第10条 [略]

2・3 [略]

4 第1項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の人事委員会規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、人事委員会規則で定めるところにより知事にその旨を申し出たときは、第1項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第4項において読み替えられた第1項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が30日未満のものその他人事委員会規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして人事委員会規則で定める職員が人事委員会規則で定めるところにより、知事にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が4年から第1項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第1項及びこの項の規定による期間に算入しない。

5～10 [略]

11 第1項、第3項及び第5項から前項までに定めるもののほか、第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1)～(4) [略]

(5) 公共職業安定所、職業安定法第4条第9項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事が雇用保険法の規定の例により指示した同法第58条第1項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者 同条第2項に規定する移転費の額に相当する金額

(6) [略]

12～17 [略]

(退職手当の支払の差止め)

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) [略]

2～4 [略]

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当

管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合）あつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件

管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第 3 号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) [略]

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第 1 項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から 6 月を経過した場合

(3) [略]

6～10 [略]

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第 1 号又は第 2 号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第 1 項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し法第 29 条第 3 項の規定による懲戒免職処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2～6 [略]

（退職をした者の退職手当の返納）

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合）には、これらの規定により算出される金額（次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件

に^さ関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括遺遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する宮崎県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受

に^さ関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中の行為に関し定年
前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(定年
前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められたとき。

2～6 [略]

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人(包括遺遺者を含む。以下この項から第6項までにおいて同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する宮崎県行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずることができる。

3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。)が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続きいた在職期間中に懲戒免職等処分を受

けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 [略]

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和28年8月1日以後の退職に因る退職手当について適用する。
- 2 昭和28年7月31日以前の退職による退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 3 昭和28年7月31日に現に在職していた職員（国家公務員退職手当法附則第11項に規定する職員でもとの陸海軍に属し、かつ、もとの陸海軍から俸給を受けていた者を除く。）の同年同月同日以前における勤続期間の計算については、附則第4項から第7項までの規定によるほか、第7条（第5項中段を除く。）、第7条の2、第7条の3並びに職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号。以下「条例第22号」という。）附則第9項及び附則第15項の規定の例による。
- 4 昭和28年7月31日に現に在職していた職員の同日以前における次の各号に掲げる期間は、当該各号に規定する者の職員としての在職期間とみなす。この場合において、当該各号に規定する者が、当該各号に掲げる期間に係る者としての身分を失った際に、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間の3分の2の期間は、その者の職員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。
- (1) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勲褒を受け、引き続いて外国政府又は日本政府若しくは外国政府と特殊の関係があった法人で外国において日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）、日

けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合には、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

6～8 [略]

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和28年8月1日以後の退職による退職手当について適用する。

本国有鉄道改革法(昭和61年法律第87号)附則第2項の規定による廃止前の本国有鉄道法(昭和23年法律第256号)第1条の規定により設立された本国有鉄道(以下「旧本国有鉄道」という。)若しくは日本電信電話株式会社等に関する法律(昭和59年法律第85号)附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社(以下「旧電信電話公社」という。)の事業と同種の事業を行っていたもので、国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)附則第3項第3号の規定により内閣総理大臣が指定するものの職員(以下「外国政府職員等」という。)となるため退職し、かつ、外国政府職員等としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該外国政府職員等としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(2) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて旧国民医療法(昭和17年法律第70号)に規定する日本医療団(以下「医療団」という。)の職員(以下「医療団職員」という。)となるため退職し、かつ、医療団の業務の地方公共団体への引継ぎとともに引き続いて再び職員となったものの当該医療団職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

(3) 先に職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて日本赤十字社の救護員(以下「救護員」という。)となるため退職し救護員として旧日本赤十字社令(明治43年勅令第228号)の規定に基づき戦地勤務(恩給法の一部を改正する法律(昭和28年法律第155号)附則第41条の2第1項に規定する戦地勤務をいう。以下同じ。)に服し、かつ、救護員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となったものの当該救護員として戦地勤務に服した期間の3分の2の期間

(4) 先に職員として在職した者であってア又はイに該当するもののア又はイに掲げる期間

ア 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国にあった特殊機関の職員で、施行令附則第3項第6号イの規定により内閣総理大臣の指定するもの(以下「外国特殊機関職員」という。)となるため退職し、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

イ 任命権者の承認又は勸奨を受け、引き続いて外国政府の職員となるため退職し、当該外国政府の当該業務の外国にあった特殊機関への引継ぎとともに、引き続いて外国特殊機関職員となり、かつ、外国特殊機関職員としての身分を失った後に引き続いて再び職員となった者の当該外国政府の職員及び当該外国特殊機関職員としての引き続いた在職期間の3分の2の期間

5 昭和28年7月31日に現に在職していた職員のうち、次の各号の一に掲げるもののさきの職員としての在職期間は、後の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。

(1) さきに職員として在職した者であって、任命権者の承認又は勸奨を受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、かつ、任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸奨を受けた他の任命権者に属する職員となったもの

(2) さきに職員として在職した者であって、任命権者の承認又

- は勸しょうを受け、引き続いて在外研究員又は外国留学生（以下「在外研究員等」という。）となるため退職し、かつ、その研究又は留学を終えた後に引き続いて再び職員となったもの
- 6 昭和20年8月15日に現に次の各号の一に掲げる者であったものが当該各号に掲げる日から昭和28年7月31日までの間に他に就職することなく職員となった場合においては、当該各号に掲げる者であった期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。
- (1) 外地官署所属職員 外地官署所属職員の身分に関する勅令（昭和21年勅令第 287号）の規定によりその身分を保留する期間が満了する日の翌日
- (2) 外国政府職員等、外国特殊機関職員又は在外研究員等 昭和20年8月16日
- (3) 救護員で戦地勤務に服したことがある者又は軍人軍属 その身分を失った日
- 7 先に職員として在職した者であって、旧公職に関する就職禁止、退官、退職等に関する勅令（昭和21年勅令第 109号）第 1 条若しくは旧公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令（昭和22年勅令第 1 号）第 3 条の規定により退職させられたもの又はこれらに準ずる措置で施行令附則第 6 項の規定に基づく内閣官房令で定めるものによりその者の意思によらないで退職させられたもの（先に職員として在職し、終戦に伴い昭和20年8月15日以後これらの措置により公職につくことを禁ぜられた日前においてその者の意思によらないで退職した者のうちこれらの措置の適用を受けたもので、その禁ぜられた日（その禁ぜられた日前に再び職員となった者については、その再び職員となった日）の前日までの間に他に就職しなかったものを含む。）が、その退職の後、法令の規定又は特別の手續によりこれらの措置が解除された日（これらの措置により就職が制限されなかった職員となった場合にあっては、当該退職の日）から昭和28年7月31日までの間に再び職員となった場合においては、先に職員として在職した期間は、その者の職員としての在職期間に引き続いたものとみなす。ただし、これらの措置が解除された日から 120日を経過した日以後に再び職員となった場合において、当該経過した日から再び職員となった日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。
- 8 昭和28年7月31日に現に在職していた職員であって、職員以外の地方公務員等（もとの外地の地方公共団体又はこれに準ずるものに勤務していた公務員を含む。以下本項及び次項において同じ。）から引き続いて職員となったもの及び同年同月同日に現に在職していた職員以外の地方公務員等であって同年8月1日以後に引き続いて職員となったものの同年7月31日以前における職員以外の地方公務員等としての勤続期間の計算については、附則第 4 項から前項までの規定を準用するほか、第 7 条第 5 項及び第 6 項、第 7 条の 3 並びに条例第 22 号附則第 9 項及び附則第 15 項の規定の例による。この場合において、第 7 条第 5 項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（条例第 22 号による改正前の第 7 条の 4 第 1 項の退職、附則第 13 項の特殊退職及び附則第 14 項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。
- 9 前項の場合において、さきに職員として在職した者であって昭和28年7月31日以前においてこの条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けることなく引き続いて職員以外の地方公

務員等となったものについては、第19条第2項の規定により退職手当を支給されなくて職員以外の地方公務員等となったものとみなして同項の規定を適用する。

10 昭和20年8月15日に現に附則第6項各号に掲げる者(救護員で戦地勤務に服したことがある者、外国特殊機関職員及び在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。)であった者で同日において本邦外にあったもののうち、昭和28年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年(特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。)以内に職員となったもの又は同年8月1日以後においてその本邦に帰還した日から3年以内に職員以外の地方公務員等となり、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものについては、外地官署所属職員等であった期間は、その者の同年8月1日以後において最初に開始する職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなし、かつ、当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に引き続いたものとみなす場合にあっては当該職員以外の地方公務員等としての在職期間に含まれるものとして、その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は職員以外の地方公務員等としての在職期間の開始の日の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

11 前項に規定する者の昭和28年7月31日(同年8月1日以後に附則第6項第1号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日)以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第4項及び附則第5項(これらの規定を附則第8項において準用する場合を含む。)並びに附則第9項の規定を準用するほか、第7条第5項及び第6項並びに第7条の3の規定の例による。この場合において、第7条第5項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職(附則第13項の特殊退職及び附則第14項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。)により」と読み替えるものとする。

12 昭和28年7月31日に現に在職する職員、同日に現に職員以外の地方公務員等として在職し、同日後に引き続いて職員となった者又は附則第10項に規定する者のうち、職員としての引き続いた在職期間中において職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、かつ、職員又は職員以外の地方公務員等となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額は、第2条の4から第5条の3まで、第6条から第6条の5まで、条例第22号による改正前の第7条の4第2項及び附則第14項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合(附則第14項に規定する職員若しくは職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当若しくはこれに相当する給与の支給を受けて退職をした者については、当該割合とその者に係る附則第14項において例による附則第12項第2号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

(1) その者が第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和37年宮崎県条例第39号)附則第3項並びに条例第22号附則第5項から附則第8項までの規定により計算した額の退

職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当（附則第7項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、第4条（25年以上勤続して退職した者のうち勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が知事の承認を得て定めるもの以外の者に係る退職手当に関する部分を除く。）若しくは第5条の規定による退職手当又はこれに準ずる退職手当に係る退職（以下「整理退職」という。）に該当する特殊退職をした者については、第4条第1項の規定による退職手当）の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者の給料月額に対する割合（特殊退職を2回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合）

13 前項の特殊退職は、次の各号に掲げる退職又は身分の喪失とする。ただし、第1号から第3号までの退職にあつては、整理退職に該当する退職を除く。

(1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務員等となる場合を含む。）の退職

(2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を除く。）の退職

(3) 附則第4項各号又は附則第5項各号（これらの規定を附則第8項及び附則第11項において準用する場合を含む。）の退職

(4) 附則第7項（附則第8項において準用する場合を含む。）の退職

(5) 外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失

14 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間（その者が当該在職期間中においてたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日（当該退職を2回以上した者については、そのうちの最終の退職の日）以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。）中において、昭和38年3月31日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職（整理退職に該当する退職又は特殊退職に該当する退職を除く。）をし、かつ、退職の

日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する一般の退職手当の額については、附則第12項の規定の例による。この場合において、第7条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは「退職（条例第22号による改正前の第7条の4第1項の退職、附則第13項の特殊退職及び附則第14項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けてした退職を除く。）により」と読み替えるものとする。

15 昭和28年8月1日以後に死亡した職員については、死亡賜金、死亡一時金その他これに類するものは、支給しない。

16 [略]

17 さきに職員として在職した者が、昭和25年4月1日職業補導事業を他の地方公共団体に引き継いだことにより職員を退職し、引き続き職員以外の地方公務員となり、当該事業に従事する職員以外の地方公務員として在職した後再び当該事業を県に引き継いだことにより引き続き職員となった場合においては、さきの職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの在職期間は、職員としての在職期間に通算するものとする。

18 昭和28年12月25日以後に、琉球諸島民政府職員（元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律（昭和28年法律第156号）第2条第3号に規定する職員をいう。以下同じ。）を退職し、かつ、引き続き職員となった者の琉球諸島民政府職員としての在職期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

19 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和56年宮崎県条例第34号）附則第3項の規定により規則で定める管理又は監督の地位にある職員が昭和56年4月1日から昭和57年3月31日までの間に退職する場合については、第3条第1項中「退職の日におけるその者の給料」とあるのは「退職の日において職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（昭和56年宮崎県条例第34号）第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例の規定を適用するものとした場合にその者が受けることとなる給料」とする。

20 昭和60年4月1日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

21 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第4条及び日

2 [略]

3 昭和60年4月1日に現に在職する職員で日本たばこ産業株式会社（昭和59年法律第69号）附則第12条第1項の規定による解散前の日本専売公社（以下「旧専売公社」という。）又は日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）附則第4条第1項の規定による解散前の日本電信電話公社（以下「旧電信電話公社」という。）の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

4 昭和60年3月31日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続き日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後引き続き職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法

本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

22 昭和62年4月1日に現に在職する職員で旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

23 [略]

24 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（条例第22号附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第24項」とする。

25 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第22号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

26 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第22号附則第7項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第24項の規定の例により計算して得られる額とする。

27 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第11条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

28～32 [略]

律第71号）第4条及び日本電信電話株式会社及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和59年法律第87号）第5条の規定による改正前の国家公務員等退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第2項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和60年4月1日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

5 昭和62年4月1日に現に在職する職員で日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）附則第2項の規定による廃止前の日本国有鉄道法（昭和23年法律第256号）第1条の規定により設立された日本国有鉄道（以下「旧日本国有鉄道」という。）の職員としての在職期間を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。

6 [略]

7 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号。以下「条例第22号」という。）附則第5項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3の2まで及び附則第18項から第26項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第6条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第7項」とする。

8 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（条例第22号附則第6項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2（第5条の3の2において読み替えて準用する場合を含む。）及び附則第21項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

9 当分の間、35年を超える期間勤続して退職した者（条例第22号附則第7項の規定に該当する者を除く。）第5条又は附則第19項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。

10 平成10年10月21日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第2条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職していた者（同法附則第13条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和61年法律第93号）第36条第1項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）附則第2条第1項の規定による解散前の日本鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

11～15 [略]

33 令和4年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2ウ 特定退職者であって、同項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、あって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するもの知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就として人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であく。）
ると認めたもの
とする。」

16 令和7年3月31日以前に退職した職員に対する第10条第10項の規定の適用については、同項中「第28条まで」とあるのは「第28条まで及び附則第5条」と、同項第2号中「イ 雇用保険法第22条第2項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者であって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するものとして人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは「イ 雇用保険法第22条第2ウ 特定退職者であって、同項に規定する厚生労働省令で定める理由により就職が困難な者で雇用保険法附則第5条第1項に規定する地域内に居住し、かつ、あって、同法第24条の2第1項第2号に掲げる者に相当するもの知事が同法第24条の2第1項に規定する指導基準に照らして再就として人事委員会規則で定めるものに該当し、かつ、知事が同項職を促進するために必要な職業安定法第4条第4項に規定する職に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めたもの（アに掲げる者を除業安定法第4条第4項に規定する職業指導を行うことが適当であく。）
ると認めたもの
とする。」

17 特定任命により職員となった後に退職した者の基礎在职期間中に俸給月額~~の減額改定~~（第5条の3の2の規定により読み替えられた第5条の2に規定する俸給月額~~の減額改定をいう。~~）によりその者の俸給月額が減額されたことがある場合において、その者の減額後の俸給月額が減額前の俸給月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする法令又はこれに準ずる給与の支給の基準の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による俸給月額には、当該差額を含まないものとする。

18 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であって、60歳（職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年宮崎県条例第42号）第1条の規定による改正前の職員の定年等に関する条例（昭和59年宮崎県条例第17号。以下「令和5年旧職員定年条例」という。）第3条第2号に掲げる職員に相当する職員にあっては63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第4条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第18項」とする。

19 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であって、60歳（令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員にあっては63歳）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第5条第1項又は第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第19項」とする。

20 前2項の規定は、令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員に相当する職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

21 職員の給与に関する条例附則第17項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

22 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受け退職した者であって任命権者が知事の承認を得たものに対する第5条の3、第5条の3の2及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3本文中「定年退職日」とあるのは「定年（令和5年旧職員定年条例第3条各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員にあつては63歳）に達した日以後における最初の3月31日」と、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「その者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とあるのは「その者に係る定年（令和5年旧職員定年条例第3条各号に掲げる職員以外の者にあつては60歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員にあつては65歳とし、令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員にあつては63歳）と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき」とする。

23 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受け退職した者であって任命権者が知事の承認を得たもの（次の表の左欄に掲げる者であつて、退職の日において定められているその者に係る定年がそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢を超える者に限る。）（人事委員会規則で定める者を除く。）に対する第5条の3、第5条の3の2及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあつては、100分の2）」とあるのは「100分の3」とする。

令和5年旧職員定年条例第3条各号に掲げる職員以外の者	60歳
令和5年旧職員定年条例第3条第1号に掲げる職員	65歳
令和5年旧職員定年条例第3条第2号に掲げる職員	63歳

24 当分の間、第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であつて任命権者が知事の承認を得たものを除く。）に対する第5条の3及び第5条の3の2の規定の適用については、第5条の3本文中「15年を」とあるのは「10年を」とするほか、前項の表の左欄に掲げる者の区分に応じ、第5条の3本文中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは同表の右欄に掲げる字句とする。

25 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であつて附則第23項の表の左欄に掲げるものがそれぞれ同表の右欄に掲げる年齢に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第

6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「附則第23項の表の左欄に掲げる者の区分ごとに同表の右欄に掲げる年齢と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の3を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

26 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者であって附則第23項の表の左欄に掲げるものが同表の右欄に掲げる年齢に達した日以後に退職したときにおける第5条の3、第5条の3の2及び第6条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第6条の3の表第6条の項、第6条の2第1号の項及び第6条の2第2号の項中「100分の3（退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数が1年である職員にあっては、100分の2）」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

（企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第3条 企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和元年宮崎県条例第17号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（退職手当）</p> <p>第5条 会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された者で正規の勤務時間以上勤務した日（企業局企業職員就業規程（昭和36年企業局企業管理規程第8号）により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったものが退職した場合は、退職手当を支給する。</p> <p>2 [略]</p>	<p>（退職手当）</p> <p>第5条 会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された者で正規の勤務時間以上勤務した日（企業局企業職員就業規程（昭和36年企業局企業管理規程第8号）により勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含み、かつ、企業職員として任用されていた期間内の勤務日に限る。）が18日（1月間の日数（宮崎県の休日等を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったものが退職した場合は、退職手当を支給する。</p> <p>2 [略]</p>

（病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第4条 病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例（令和元年宮崎県条例第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（退職手当）</p> <p>第6条 会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された者で正規の勤務時間以上勤務した日（管理者が別に定めるところにより勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったものが退職した場合は、退職手当を支給する。</p>	<p>（退職手当）</p> <p>第6条 会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の2第1項第2号の規定により採用された者で正規の勤務時間以上勤務した日（管理者が別に定めるところにより勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含み、かつ、病院事業に従事する企業職員として任用されていた期間内の勤務日に限る。）が18日（1月間の日数（宮崎県の休日等を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない日数の場合にあっては、18日から20日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が引き続いて6月を超えるに至ったものが退職した場合は、退職手当を支給す</p>

2 [略]	る。 2 [略]
-------	-------------

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定、第 2 条中職員の退職手当に関する条例第 10 条第 4 項及び第 11 項第 5 号の改正規定並びに附則第 27 項の改正規定（「附則第 11 条」を「附則第 13 条」に改める部分に限る。）及び第 33 項の改正規定（「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に改める部分に限る。）並びに第 3 条及び第 4 条の規定並びに附則第 3 条及び第 4 条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員をいう。）に対する第 2 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「（以下「職員」という。）」とあるのは、「（地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）附則第 4 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第 5 条第 1 項から第 4 項まで、第 6 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同法附則第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第 7 条第 1 項から第 4 項までの規定により採用された職員を除く。以下「職員」という。））」とする。

第 3 条 新条例第 10 条第 4 項の規定は、令和 4 年 7 月 1 日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の人事委員会規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。

第 4 条 第 1 条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第 2 条第 2 項及び第 10 条第 2 項、第 3 条の規定による改正後の企業局会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例第 5 条第 1 項並びに第 4 条の規定による改正後の病院事業会計年度任用職員の給与の種類及び基準を定める条例第 6 条第 1 項の規定は、令和 4 年 10 月 1 日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 5 条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和 48 年宮崎県条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 7 条の 4 第 1 項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第 7 項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第 3 条から第 5 条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第 3 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 36 年以上 42 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条例第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第 5 条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を 35 年として附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>5 適用日に在職する職員（適用日に改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第 7 条の 4 第 1 項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第 7 項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例（以下「退職手当条例」という。）第 3 条から第 5 条まで又は退職手当条例附則第 18 項若しくは第 19 項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第 3 条から第 5 条の 3 の 2 まで及び退職手当条例附則第 18 項から第 26 項までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。</p> <p>6 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 36 年以上 42 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条例第 5 条の 2（退職手当条例第 5 条の 3 の 2 において読み替えて準用する場合を含む。）及び退職手当条例附則第 21 項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>7 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第 5 条又は退職手当条例附則第 19 項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を 35 年として附則第 5 項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

<p>8 条例第39号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定、条例第39号附則第3項の規定並びに附則第5項から前項まで又は第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第39号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と退職手当条例の規定及び附則第5項から前項まで又は第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</p> <p>14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定、条例第39号附則第3項の規定並びに附則第5項から第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額がその者につき旧条例及び条例第39号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>(1) 退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5までの規定、条例第39号附則第3項の規定並びに附則第5項から第8項までの規定により計算した額</p> <p>(2) [略]</p>	<p>8 条例第39号附則第3項の規定の適用を受ける職員で附則第5項から前項までの規定に該当するものに対する退職手当の額は、退職手当条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5までの規定、条例第39号附則第3項の規定並びに附則第5項から前項まで又は第16項の規定にかかわらず、その者につき条例第39号による改正前の職員の退職手当に関する条例の規定により計算した退職手当の額と退職手当条例の規定及び附則第5項から前項まで又は第16項の規定により計算した退職手当の額とのいずれか多い額とする。</p> <p>14 附則第9項に規定する者又は附則第11項の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当条例第2条の4及び第6条の5の規定による退職手当の額は、退職手当条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5までの規定、条例第39号附則第3項の規定並びに附則第5項から第8項までの規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額（その控除して得た額がその者につき旧条例及び条例第39号附則第3項の規定を適用して計算した退職手当の額より低い額となるときは、これらの規定を適用して計算した額）とする。</p> <p>(1) 退職手当条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5までの規定、条例第39号附則第3項の規定並びに附則第5項から第8項までの規定により計算した額</p> <p>(2) [略]</p>
---	---

(職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年宮崎県条例第48号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>	<p>附 則</p> <p>4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例附則第7項の規定の例により計算して得られる額とする。</p>

(職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第7条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成18年宮崎県条例第5号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより職員の退職手当に関する条例（以下この条、第4条及び第5条において「退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第16項及び第24項から第26項までの規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号）附則第5項から第7項までの規定並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>第2条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することにより職員の退職手当に関する条例（以下この条、第4条及び第5条において「退職手当条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなるものをいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この項において「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで及び第6条並びに附則第16項及び第24項から第26項までの規定、附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号）附則第5項から第7項までの規定並びに附則第9条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条</p>

例等の一部を改正する条例（平成15年宮崎県条例第48号）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、退職手当条例第2条の4から第5条の3まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第16項及び第24項から第26項までの規定、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号）附則第5項から第7項までの規定、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年宮崎県条例第48号）附則第4項の規定並びに附則第4条及び第5条の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 [略]

例等の一部を改正する条例（平成15年宮崎県条例第48号）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年又は44年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したものと及び37年以上42年以下の者で通勤による傷病以外の公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、退職手当条例第2条の4から第5条の3の2まで及び第6条から第6条の5まで並びに附則第2項及び第7項から第9項までの規定、職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和48年宮崎県条例第22号）附則第5項から第7項までの規定、職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例（平成15年宮崎県条例第48号）附則第4項の規定並びに附則第4条及び第5条の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

2 [略]